

平成28年度原子力総合防災訓練

実施要領

平成28年11月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

目 次

第1節 平成28年度原子力総合防災訓練の概要	2
1 目的	2
2 実施時期	2
3 防災訓練の対象となる事業所	2
4 実施場所	2
5 参加機関	2
6 実施概要	4
7 冬季の降雪や積雪を考慮した要素訓練	5
8 訓練評価の実施	5
9 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者	5
10 訓練の中止	5
第2節 訓練細部実施要領	6
1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	6
1.1 緊急時体制確立訓練	6
1.2 オフサイトセンター運営訓練	6
1.3 情報共有及び意思決定訓練	7
1.4 緊急時モニタリング実施訓練	8
1.5 広報対応訓練	8
2 国が参加主体となる訓練	9
2.1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	9
2.2 原子力災害対策本部等の運営訓練	10
3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練	10
3.1 PAZ内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	11
3.2 PAZ内住民の避難等実施訓練	11
3.3 UPZ内住民の屋内退避実施訓練	11
3.4 UPZ内の一部住民一時移転実施訓練	11
3.5 交通規制・警戒警備訓練	12
3.6 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	12
4 原子力事業者が参加主体となる訓練	13
4.1 事故拡大防止訓練	13
4.2 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練	13
4.3 原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練	13
4.4 原子力災害医療訓練	14
4.5 原子力事業者支援連携訓練	14

第1節 平成28年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、電力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成28年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成28年11月13日（日）8：30～17：00

11月14日（月）9：00～16：00

3 防災訓練の対象となる事業所

北海道電力株式会社 泊発電所

4 実施場所

東京都 官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

北海道 北海道庁、北海道原子力防災センター、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、札幌市、小樽市、留寿都村

その他 北海道電力株式会社本店・泊発電所 等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5.2 指定地方行政機関等

経済産業省北海道経済産業局、国土交通省北海道開発局、国土交通省北海道運輸局、気象庁札幌管区气象台、海上保安庁第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）、環境省北海道地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所

5. 3 地方公共団体等

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、札幌市、小樽市、島牧村、黒松内町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、千歳市、北広島市、江別市、洞爺湖町、豊浦町、伊達市、室蘭市、苫小牧市、登別市、壮瞥町、白老町、むかわ町、安平町、厚真町、長万部町、北海道教育庁、北海道警察（本部、札幌方面岩内警察署、札幌方面余市警察署、札幌方面倶知安警察署、札幌方面南警察署、札幌方面小樽警察署、情報通信部）、岩内・寿都地方消防組合（消防本部、岩内消防署、泊支署、共和支署、神恵内支署、寿都支署）、北後志消防組合（消防本部、余市消防署、古平支署、積丹支署、仁木支署、赤井川支署）、羊蹄山ろく消防組合（消防本部、倶知安消防署、ニセコ支署、蘭越支署）

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社北海道支部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社

5. 5 指定地方公共機関等

一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道薬剤師会、一般社団法人北海道バス協会、公益社団法人北海道トラック協会、一般社団法人北海道建設業協会、小樽建設協会

5. 6 訓練対象原子力事業者

北海道電力株式会社

5. 7 その他

北海道大学病院、札幌医科大学附属病院、弘前大学、社会福祉法人北海道社会事業協会、一般社団法人北海道放射線技師会、北海道パワーエンジニアリング株式会社等

5. 8 訓練参加数

参加機関 404機関
参加人数 約13,850人

[内訳]	指定行政機関等	19機関	約400人
	指定地方行政機関等	11機関	約190人
	地方公共団体等	42機関	約960人
	指定公共機関等	6機関	約20人
	指定地方公共機関等	6機関	約20人
	原子力事業者	1機関	約390人
	その他関係機関	319機関	約900人
	住民等の参加人員		約11,000人

6 実施概要

6. 1 事故想定

北海道電力株式会社泊発電所3号機において、定格熱出力一定運転中、北海道南西沖を震源とする地震が発生し、大津波警報が発表される。これを受け、緊急負荷降下を開始し、原子炉停止に至る。

その後、原子炉冷却材漏えいが発生し、非常用炉心冷却装置を作動させるが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに事態が進展し、炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

6. 2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3段階の訓練を実施する。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。

第2段階：中央と現地組織の連携による避難の実実施計画等に係る意思決定訓練

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）、北海道庁等の各拠点において、参集予定職員を参集させ、体制を強化する。津波を含む自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害と原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

あわせて、事態の進展に応じた防護措置の実実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、原子力防災を担当する内閣府副大臣、国の職員及び専門家をオフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター（北海道電力本店）に派遣する。

第3段階：全面緊急事態を受けた実動訓練

- ① 全面緊急事態を受けて、民間輸送機関の支援を受けつつ、PAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の住民の避難を行う。
- ② 放射性物質の放出を想定して、OILの基準に基づき、UPZ内の住民について屋内退避を実施し、その後の安定ヨウ素剤の緊急配布や、自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ、一時移転、避難退域時検査等を実施する。
- ③ 緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定を行うとともに、緊急時モニタリングの実施、モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等を行う。

6. 3 訓練の開始及び終了

訓練は、11月13日（日）4：30（想定時刻）の地震発生をもって開始とし、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を実施し、11月14日（月）16：00、UPZ圏内の住民を対象とした一時移転等が概ね完了した時点をもって終

了とする。

7 冬季の降雪や積雪を考慮した要素訓練

冬季の降雪や積雪を考慮した、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を原子力総合防災訓練の一環として別途平成29年の初めに実施する。

8 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、反省点の抽出を行う。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

9 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記5の参加機関の長

10 訓練の中止

実際の災害の発生又は警報発令などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

第2節 訓練細部実施要領

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

1. 1 緊急時体制確立訓練

1. 1. 1 実施概要

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「原子力事故警戒本部」という。）から原子力災害対策本部等の設置等を行う。

1. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（北海道電力株式会社）等

1. 1. 3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生とともに、内閣府（原子力防災担当）及び原子力規制庁の職員の一部（緊急参集要員の一部）は、官邸及びE R Cに参集するとともに、原子力事故警戒本部の設置等に係る措置を行う。北海道は、参集要請に基づきオフサイトセンターへ職員の派遣を行う。

(2) 施設敷地緊急事態

原子力事業者より施設敷地緊急事態の通報を受け、内閣府（原子力防災担当）及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員）は官邸及びE R Cに参集するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）の設置等に係る措置を行う。また、オフサイトセンターへの原子力防災を担当する内閣府副大臣をはじめとする内閣府（原子力防災担当）の職員及び原子力規制庁の職員並びに原子力施設事態即応センター（北海道電力本店）への原子力規制庁の職員の緊急派遣、全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を行う。地方公共団体等は、国からの参集要請に基づきオフサイトセンターへ職員の派遣を行う。

(3) 全面緊急事態

原子力事業者からの全面緊急事態の通報を受け、内閣府（原子力防災担当）及び原子力規制庁の職員は、関係省庁における中央及び現地組織の構成員となるべき職員を官邸、E R C及び現地等各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部等の設置等に係る措置を行う。

1. 2 オフサイトセンター運営訓練

1. 2. 1 実施概要

オフサイトセンター（北海道原子力防災センター）の運営（原子力災害合同対策協

議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る自治体との具体的対策の検討、調整等を実施する。

1. 2. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（北海道電力株式会社）等

1. 2. 3 訓練内容

(1) オフサイトセンターの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官はオフサイトセンターの立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、各機能班等の参集者を統括し、初動対応を開始するとともに、関係機関間の情報共有等を図るため、第1回現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国及び関係地方公共団体等の要員到着後、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展を想定した対応を検討するため、第2回現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、原子力防災を担当する内閣府副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、北海道をはじめとする関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

1. 3 情報共有及び意思決定訓練

1. 3. 1 実施概要

TV会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等を行う。

1. 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（北海道電力株式会社）等

1. 3. 3 訓練内容

北海道日本海沿岸南部において津波災害が発生するとともに、並行して原子力災害の事態が進展する複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図り、各事態において円滑かつ確実に住民避難等を実施するための意思決定を行う。

警戒事態の発生において、各関係機関において速やかにTV会議システム等を立ち上げ、当該システム等を活用した情報共有が可能な体制を構築するとともに、中央及び現地の各拠点間が連携し、その後の事態進展に応じて、円滑かつ確実な住民避難等を図るための防護措置の実施方針等について検討及び意思決定を行う。

当該検討及び意思決定を行うに当たっては、津波からの安全確保を最優先とした上で、オンサイト情報を踏まえた今後の事態進展予測と避難のための時間的見通し等の判断も含めて実施する。また、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、自然災害及び原子力災害に係る情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用することなどにより、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

1. 4 緊急時モニタリング実施訓練

1. 4. 1 実施概要

緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定に係る訓練を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

1. 4. 2 参加機関

内閣府、原子力規制委員会、防衛省、北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村、原子力事業者（北海道電力株式会社）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1. 4. 3 訓練内容

- (1) 緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置及び運営
- (2) 北海道原子力センターの緊急時体制への移行訓練
- (3) EMC要員等の派遣
- (4) モニタリングデータ収集（陸上）
- (5) 緊急時モニタリング実施計画の策定・改訂、緊急時モニタリングの実施
- (6) 緊急時モニタリング実施結果の評価

1. 5 広報対応訓練

1. 5. 1 実施概要

官邸、ERC等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、国、北海道、原子力事業者（北海道電力本店及び泊発電所）等との情報共有を実施する。

1. 5. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、地方公共団体 等

1. 5. 3 訓練内容

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生に伴い、ERCチーム広報班の指定された報道官により報道対応（模擬記者会見）を行う。

(2) 全面緊急事態発生時

内閣総理大臣による緊急事態宣言を行った後、引き続き官房長官会見（仮想）を実施する。ERCチーム広報班の指定された広報官は、官房長官会見（仮想）後速やかにERCにおいて報道対応（模擬記者会見）を実施する。この際、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手し、報道対応（模擬記者会見）訓練を実施する。

2 国が参加主体となる訓練

2. 1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

2. 1. 1 実施概要

原子力防災を担当する内閣府副大臣、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を実施する。

2. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

2. 1. 3 訓練内容

(1) 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え原子力防災を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）等をオフサイトセンターへ、原子力規制庁緊急事態対策監等を原子力施設事態即応センターへそれぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、原子力防災を担当する内閣府副大臣、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）、担当職員等をオフサイトセンターへ、原子力規制庁緊急事態対策監、担当職員等を原子力施設事態即応センターへ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性あるオフサイトセンターへの移動計画の作成に留意する。

さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を現地対策本部に派遣する。

2. 2 原子力災害対策本部等の運営訓練

2. 2. 1 実施概要

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡、意思決定等を行う。

2. 2. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2. 2. 3 訓練内容

(1) 官邸

官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施方針の意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、官邸、オフサイトセンター及び自治体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) E R C

E R Cに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3. 1 P A Z内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

3. 1. 1 実施概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者について、津波災害の状況等を踏まえ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行い、避難等を実施する。

3. 1. 2 参加機関

北海道、泊村、共和町、一般社団法人北海道バス協会、関係社会福祉施設 等

3. 1. 3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、北海道、泊村及び共和町において、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公共団体、関係機関との調整により、津波災害の状況等を踏まえて指定された一時滞在場所に避難を開始する。

3. 2 P A Z内住民の避難等実施訓練

3. 2. 1 実施概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z内の一般住民について、津波災害の状況等を踏まえ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で避難等を実施する。

3. 2. 2 参加機関

北海道、泊村、共和町、一般社団法人北海道バス協会 等

3. 2. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、津波災害の状況等を踏まえてP A Z内の一般住民に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行うとともに、指定された一時滞在場所への避難等を行う。

3. 3 U P Z内住民の屋内退避実施訓練

3. 3. 1 実施概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z圏内の社会福祉施設、小・中学校等の屋内退避や各機関の情報伝達等の訓練を行う。

3. 3. 2 参加機関

北海道、岩内町、神恵内村、寿都町、古平町、U P Z圏内小・中学校、社会福祉施設 等

3. 3. 3 訓練内容

初動対応訓練として、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z圏内の小・中学校、社会福祉施設等において屋内退避訓練を実施する。また、各機関間や住民に対する情報伝達等の訓練を行う。

3. 4 U P Z内の一部住民一時移転実施訓練

3. 4. 1 実施概要

O I L 2の事態発生に伴い、U P Z圏内で屋内退避中の一部住民のU P Z外への一時移転を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。この際、泊発電所から30km圏近傍に避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

3. 4. 2 参加機関

北海道、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、陸上自衛隊、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、一般社団法人北海道バス協会、関係医療機関、北海道電力株式会社 等

3. 4. 3 訓練内容

(1) UPZ圏内一部住民の一時移転

原子力災害対策本部からの一時移転の指示を受け、屋内退避中の岩内町、神恵内村、積丹町及び古平町の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められたバス避難集合場所に集合し、そこから手配されたバス等を使用して指定された一時滞在場所に向けて一時移転を実施する。一時移転の実施に当たっては、バス避難集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。また、神恵内村において孤立集落が発生したことを想定し、実動組織による空路避難を実施する。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

一時滞在場所に至る経路近傍上（UPZ圏近傍）に設置した避難退域時検査場所及び簡易除染所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

3. 5 交通規制・警戒警備訓練

3. 5. 1 実施概要

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等の訓練を行う。

3. 5. 2 参加機関

北海道警察、海上保安庁（第一管区海上保安本部）

3. 5. 3 訓練内容

(1) 交通規制訓練

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策を実施する。

(2) 避難指示区域を中心とした警戒警備訓練

防護対策区域の船舶による警戒警備活動や広報活動を行う。

3. 6 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

3. 6. 1 実施概要

現地の活動状況について、ヘリテレ映像等を各関係機関に伝送し、国及び地方公共団体間で情報共有を行う。

3. 6. 2 参加機関

北海道警察、海上保安庁（第一管区海上保安本部）、陸上自衛隊

3. 6. 3 訓練内容

災害の情報、地方公共団体の情報等を収集するとともに、地域の被害状況及び住民の避難状況等を北海道警察、海上保安庁及び陸上自衛隊のヘリテレ映像等により各関係機関で共有する。

4 原子力事業者が参加主体となる訓練

4. 1 事故拡大防止訓練

4. 1. 1 実施概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、泊発電所が保有する事故収束資機材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図る。

4. 1. 2 参加機関

北海道電力株式会社、原子力規制委員会

4. 1. 3 訓練内容

泊発電所対策本部にて、事故状況に基づく事象進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに事故収束資機材（重大事故対処設備等）の準備・操作等による事故拡大防止措置を行う。また、泊発電所、本店原子力施設事態即応センター及びERC間における事故状況・対策等に関する情報共有を緊急時対策支援システムやテレビ会議等の情報伝送・通信設備を用いて行う。

4. 2 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

4. 2. 1 実施概要

泊発電所敷地周辺の緊急時モニタリングを行い、その結果を関係機関に連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

4. 2. 2 参加機関

北海道電力株式会社、原子力規制委員会、地方公共団体 等

4. 2. 3 訓練内容

炉心損傷発生の可能性や恒設モニタリングポスト等の機能喪失を想定して可搬型モニタリングポストや可搬型気象観測設備を設置し、緊急時対策所近傍及び発電所敷地周辺の放射線及び放射能の測定を行い、その結果を関係機関に連絡する。

また、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を行う。

4. 3 原子力発電所構内作業員等の避難誘導訓練

4. 3. 1 実施概要

泊発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限の訓練を行う。

4. 3. 2 参加機関

北海道電力株式会社

4. 3. 3 訓練内容

大津波警報の発表を起点として作業員等を発電所構内の定められた高台退避箇所へ避難誘導を実施するとともに、発電所への立入制限措置の連絡を実施する。

4. 4 原子力災害医療訓練

4. 4. 1 実施概要

泊発電所構内における被ばくを伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び医療機関への搬送に係る関係機関と連携した救助・医療活動訓練を実施する。

4. 4. 2 参加機関

北海道電力株式会社、岩内・寿都地方消防組合消防本部、札幌医科大学、弘前大学等

4. 4. 3 訓練内容

泊発電所3号機での被ばくを伴う負傷者の発生を受け、敷地内での応急処置、搬送手段の調整及び適切な防護措置下での搬送手順の確認、原子力災害拠点病院での傷病者受入手順の確認を実施する。

4. 5 原子力事業者支援連携訓練

4. 5. 1 実施概要

原子力事業者間の取り決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員の派遣及び資機材提供の支援要請連絡等並びに原子力緊急事態支援センターから提供を受けた現場偵察用ロボットを用いた操作習熟訓練を行う。

4. 5. 2 参加機関

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社

4. 5. 3 訓練内容

原子力事業者間協力協定に基づく他の原子力事業者への情報連絡、資機材提供・要員派遣支援に係る要請連絡及び原子力緊急事態支援組織への情報提供・支援要請の連絡並びに原子力緊急事態支援組織所有の現場偵察用ロボットの習熟操作を実施する。